

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

現代移民の多様性：
フィンランドの移民政策と里帰り移民：
インゲル・フィン人の事例から

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2010-03-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Björklund, Krister メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00001173

フィンランドの移民政策と里帰り移民

—インゲル・フィン人の事例から—

KRISTER BJÖRKLUND

1. はじめに

ロシアとスウェーデンという東西2つの文化圏にはさまれた場所に位置するフィンランドは、歴史を通じて移民の国であった。当初百年余りはフィンランドから海外への移住が中心であったが、1980年代になって変化が起こり、海外からフィンランドへの移民が海外への移民を上回った。

他の先進諸国と比べてフィンランドへの海外からの移民は依然として少ないものの、1990年以来その規模は4倍以上に膨れあがり、2006年末現在、フィンランドで暮らす外国人は121,739人に達している (Ministry of Labour 2007)。

1938年に成立した基本的に外国人を監視対象者と見なす法律が半世紀にわたり移民政策の根底にあり (Kuosma 1991: 8) 移民の流入は抑制されてきた。1950年から1976年までの期間を見ると、当初フィンランドで暮らす外国人はわずか11,000-12,000人であった。これには様々な理由が考えられる。戦後、フィンランドの経済情勢は移民に有利なものではなかった。ソ連に対する戦争賠償金の支払いのため、フィンランドでは産業の拡大が急務となった。そのようにして生じた経済成長によって社会情勢に大きな変化が生じた。ヨーロッパの他の国々と比べてフィンランドはまだまだ農村国家であったが、経済成長が勢いを増したことで都市化が急速に進んだ。しかし1960年代になって戦後のベビーブームに生まれた者達が労働市場に流入し、失業問題が起

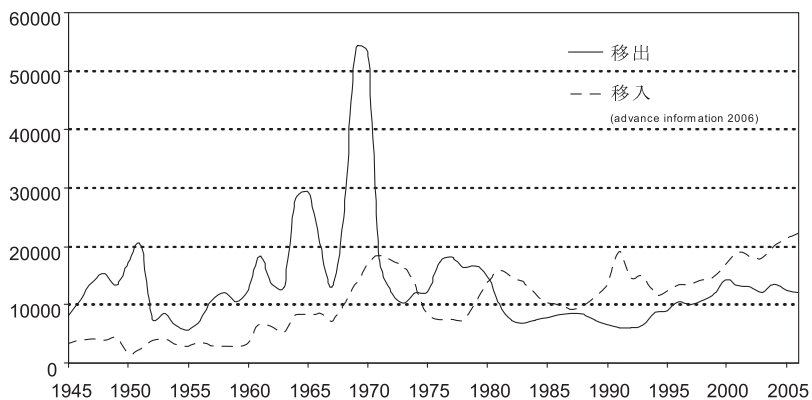


図1 フィンランドからの移出とフィンランドへの移入の状況 (1945-2006)。
(Statistics Finland <http://www.stat.fi/>, Institute on Migration 2007 http://www.migrationinstitute.fi/index_e.php)

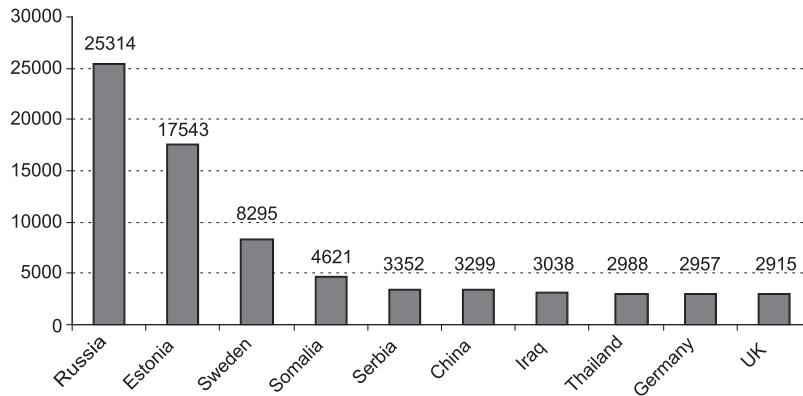


図2 2006年におけるフィンランドの主な外国人。
(Ministry of Labour 2007 <http://www.mol.fi>)

こった。一方、スウェーデンでは産業労働者に対する需要が高まっており、フィンランドからの移民が始まった。その結果、1969–1970年にはフィンランドの人口減少を引き起こすまでになった (Korkiasaari and Söderling 2004)。

1980年代、スウェーデンとフィンランドとの間に存在していた福祉格差が解消すると、フィンランドに戻ってくる者の数が海外に出る者を上回った。この時期、帰国するフィンランド人以外にも、フィンランドへの移民の流入がスタートし、その後、海外からフィンランドに移住してくる者の構成が急激に変化したのである。1980年代末までは、海外からフィンランドに移住してくる者の85%程度は、帰国フィンランド籍 (大部分がスウェーデンから戻ってくる者達) であった (Korkiasaari and Söderling 2004) が、1990年代になると、フィンランドに移住してくる者の半数以上がフィンランド人以外の人々で占められるようになった。1980年にはフィンランドで暮らす外国籍保有者は12,843人であったが、1999年には87,500人を上回った。この間、外国生まれの者の数も、39,000人から130,000人へと増大した。これらの数字には、難民、亡命希望者、海外からの帰国者と彼らの外国籍の子どもたちが含まれている。

しかし、フィンランドへの移民の大部分はフィンランド系の人びと (フィンランド人、フィンランド人の子孫またはフィンランド系住民) である。これらの人びとは、海外からフィンランドへの移民の3大勢力 (ロシア籍、エストニア籍、スウェーデン籍) の人々の一部を占めている (図2)。

外国籍保有者の数からだけでは、フィンランドにおける外国人の現状を正確に把握することは出来ない。なぜなら、フィンランドへの移民の多くがフィンランドの国籍を取得しているだけでなく、他方で外国籍保有者の中には海外から戻ってきたフィンランド人とその子どもたち (多くが海外で生まれた者達) も含まれているからである。場合によってはむしろ外国語 (公用語のフィンランド語とスウェーデン語以外の言語)

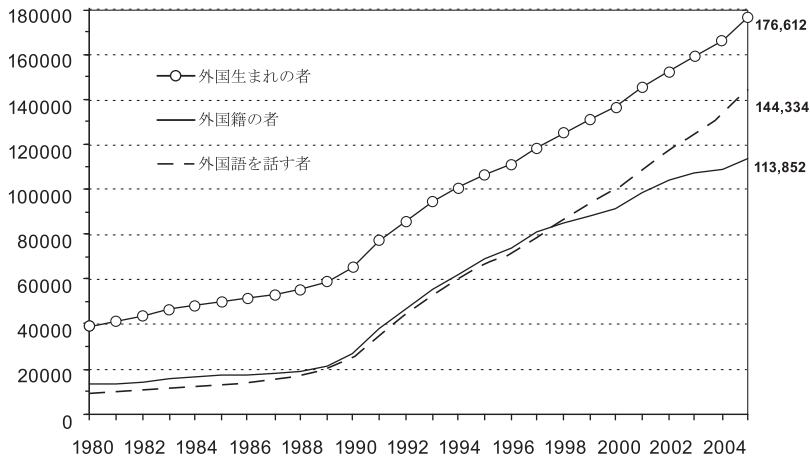


図3 フィンランド在住の外国出生者数（1980～2005）。

(Statistics Finland <http://www.stat.fi/>, Institute on Migration 2006 http://www.migrationinstitute.fi/index_e.php)

を話す者という基準で分類した方が外国人の現状は分かりやすいと考えられる。図3は、外国籍の人びとの増加率が鈍化している一方で、外国語を話す者は増大していることを示している。増加率の鈍化はフィンランドへの帰化が原因である。そのため、外国人がどの程度フィンランドに移住して来ているのかを把握することは非常に困難な状況である。

1980年代に始まる難民受入とともに戦後の移民抑制政策は最初の変化を迎えた。そして、1990年代のソ連崩壊後のソ連とエストニアからのフィンランド系住民、つまり「帰国移民」に対する移民抑制コンセプトの緩和が第2の変革をもたらしたのである。現在のフィンランドにおける外国人の増加は、主に、この意図しなかった政策の結果である。さらにフィンランド政府は、最近になって、新たな移民政策の方針を検討し始めた。というのも、フィンランドでは高齢化が急速に進んでおり、人口構成のピラミッドを短期間で修正するには、帰国移民と難民以外の移民も今まで以上に認める以外に方法がないのである。

とはいえ、現在、移民の中でフィンランド系の住民が依然として最大勢力となっている。この背景には、1990年からの移民政策が影響している。旧ソ連からのフィンランド系住民の「里帰り」移民が最も大きな勢力となっている。「里帰り移民」すなわち「帰国移民」は、事実上、海外生活の後帰国してくるフィンランド人よりも、これらソ連崩壊後のソ連とエストニアからのフィンランド系移民と結びついている¹⁾のである。

1990年代はじめ、海外で暮らすフィンランド人の1世と2世の数はおよそ78万人であった。うちスウェーデン在住者は44万人以上、北米在住者は22万人であった。

3世と4世も含めて、現在、海外で暮らすフィンランド人は130万人に達している (Korkiasaari and Söderling 2004)。

かつて里帰り移民の大部分はスウェーデンから帰国する1世とその家族であったが、それ以降の世代も含まれていた。もともとフィンランド国籍を放棄していない者も多く、またスカンジナビア各国の国籍を持っていても行政的に不利を受けることはなく、望めば容易にフィンランド国籍を再取得することが可能である。2世の帰国移民の中にはフィンランド語をあまり話せない者もいるが、フィンランドではスウェーデン語も公用語として認められていることから、彼らはフィンランドにおけるスウェーデン語を話す少数派勢力を補強する役割を果たしてきた。

スウェーデン人、ノルウェー人、デンマーク人、アイスランド人は、在住許可や就労許可がなくてもフィンランドに住み、フィンランドで働くことができる。またEU (欧州連合) や EEA (欧州経済地域) 加盟国の人々は、3ヶ月間は、特別な手続を行わなくても、フィンランド国内に住み、一般的な仕事や専門的な仕事に従事し、勉学にはげむことが可能である。ただし、3ヶ月間を越えて勉学を希望する場合は、居住権の登録が必要となる。

一方、外国人であっても、フィンランド人の祖先を持つ者またはその他フィンランドと密接な関係を持つ者等に対しては、在住許可が交付される場合もある。この場合、在住許可を取得するに当たって就業や就学といった目的を明確にする必要もなく、フィンランド人の祖先とのつながりが基準となる。ただし、祖先が数世代遡らねばならないような場合は、それを基準に在住許可を受けることはできない (Directorate of Immigration 2007)。

2. 父祖の地を離れたインゲル・フィン人

里帰り移民のフィンランド人は、一般に、一度出国したあと戻ったフィンランド人と認識されている。この考え方は、1990年に Mauno Koivisto 大統領が、いわゆるインゲル・フィン人を里帰り移民として、フィンランドへの帰国の促進を提案したことで新たな展開を生むことになった。これによって、ロシアとエストニアからの移民が突如始まったのである。さらに、政治的な理由で1920年代と1930年代にフィンランドから直接、あるいはカナダやアメリカを経由して旧ソ連領に移住したフィンランド人もフィンランドに里帰りできるようになったのである。

1617年、スウェーデンとロシアの間で締結された Stolbova 平和条約の頃、スウェーデンの一部であったフィンランドから、フィンランド人がフィンランド湾の南、サンクトペテルブルク (ソ連時代のレニングラード) 地域から現在のエストニアにかけてのイングリヤ地域に移住を始めた。この移住は後1917年にフィンランドが独立を勝

ちとり、国境を閉鎖するまで続いた。フィンランド人だけではなく、ロシアに併合された後、ロシア人、エストニア人、ドイツ人もイングリア地域に移住した。しかし、1930年代まで、フィンランド人はこの地域で自身の言語と文化を守っていたのである。

インゲル・フィン人は、フィンランド語と地域的なロシア文化の影響を受けたフィンランド文化、ルター派キリスト教、および独立した民族であるという共通認識で結ばれている。インゲル・フィン人（フィンランド語では *inkerinsuomalaiset*）という呼称は、ルター主義とフィンランド語による学校教育の影響でフィンランド本土と一体感が高まった19世紀になって広まった。1918年末の時点で、イングリア地域にはフィンランド人学校が314校あり、教区の記録簿によると、1919年にはイングリア地域に132,000人のフィンランド人が住んでいた。

1920年のタルトゥ平和条約によってイングリア地域の大部分がソ連の支配下に、そして小さいイングリア地域西部がエストニアの支配下に置かれることになった。イングリア地域では、ある程度の自治権がインゲル・フィン人に保証されていた。1926年の国勢調査によるとインゲル・フィン人の数は114,831人で、イングリア地域全体の4分の3を占めており、レニングラード農村部では2番目に大きな勢力であった。64の村議会があり、314のフィンランド人学校があった。職場やラジオ放送等でもフィンランド語が使われていた。日刊紙が2つ、その他の新聞が8つ存在していた（Kurs 1994）。1927–1937年には、レニングラードとペトロザヴォドスクで *Kirja* 出版会社が768の書籍（教科書、辞書、フィクション）を出版していた（Kurs 1994）。

1928年、イングリア地域では集団農場化と抑圧的な施策が開始された。1929–1936年、何万人ものインゲル・フィン人がソ連から他の地域に強制送還され、彼らの家はロシア人や他の民族に接収されてしまった。抑圧的な施策は1937年に最高潮に達し、イングリア人の文化的・社会的活動は全て中止となり、フィンランド人学校もソ連の統制下に置かれた（もしくは閉鎖された）。教会も閉鎖となり、フィンランド文化が抹消された。この頃には、インゲル・フィン人の数は80,000人前後にまで減少したといわれるが定かでない。そして1941年、インゲル・フィン人がドイツ軍と赤軍に捕らわれるという致命的な事態が襲った。1942年、ソ連側のインゲル・フィン人（20,000–30,000人と推定される）は敵国民としてシベリアに抑留された。一方、残りの約65,000人はドイツの占領下で元のエリアにとどまった。

ドイツ軍司令部により、インゲル・フィン人のフィンランドへの再定住化が認められた。1944年10月末迄に、63,200人のインゲル・フィン人がフィンランドに向かい、4,000人ほどはイングリア地域に、そして3,000人ほどがエストニアに残った。他の者は、国外退去、追放、逃走となった。イングリア地域から逃れることを選んだ避難者は喜んでフィンランドに戻ったのである（Nevalainen 1989: 33–63）。

とはいえ、彼らがフィンランドに受入れられたのは純粋に人道的な動機によるもの

ではない。成人男性はソ連との戦いに召集されてしまっていたため、フィンランドでは労働力が不足していた。当初、インゲル・フィン人のほとんどは農業従事者であったが、戦争が終わりに近づくとつれ、3分の1程度が工業分野で働くようになった。工業地帯で働いていた一部の者をのぞき、大部分が国の南部と田園地方に住んでいた (Nevalainen 1989: 115-130)。

終戦まで、フィンランド政府は、インゲル・フィン人がフィンランド国内に永続的に滞在するかどうかについて考慮したことはなかった。終戦後の平和条約の10条で、インゲル・フィン人の帰還条件が定められた。とどまるか、あるいはソ連へ戻るかをインゲル・フィン人自身の判断に委ねることにしたのである。この決定は連合統制委員会 (Allied Control Commission) にも承認され、ソ連も、成人の帰還を義務付けることはしなかった。フィンランド軍で軍務に就いていた者、16才未満の孤児、フィンランドの家族の養子になった者に対してはソ連への送還が義務付けられた。フィンランド政府は、インゲル・フィン人に対していかなる判断も強要することはなかったが、留まった者に対する支援も行なわなかった。ホームシックと残してきた親類縁者と再会したいというのが最も一般的な帰国動機であった (Nevalainen 1989: 254-290)。

56,000人余りのインゲル・フィン人がソ連に戻ったが、約束通りもとの地域に定住することは許されず、ヤロスラフ、ノブゴロド、カリーニン、ボログダ、スベルドロフスク等に分散させられた。1954年のスターリンの死亡後、インゲル・フィン人はもとの地域に戻り始めたが、彼らが以前に住んでいた家には新しい住民が住んでおり、ソ連政府は様々な制約を課してそのような動きを封じようと努めた。

(20世紀におけるイングリヤ地域とソ連のフィンランド人)

1917	140,370 (イングリヤ地域)
1928	121,577 (イングリヤ地域)
1942	66,946 (ドイツ占領地域)
1959	92,717 (ソ連)
1970	87,750 (ソ連)
1979	77,049 (ソ連)
1989	67,300 (ソ連)

(Nevalainen 1989: 18; Takalo and Juote 1995: 26)

約8,000人のインゲル・フィン人がフィンランドに残ったが、その後、4,000人以上は、連合統制委員会からの新たな帰還要求を恐れて、また経済的な理由もありスウェーデンに逃れた。終戦直後のフィンランドの生活は貧しく、強制送還の噂が広まったこともあり、多くの人たちが法を犯して国境を越えてスウェーデンに入った。フィンランドに残ることを選択した人たちの生活も、1950年代終盤まで警察の監視下に置かれた不安なものであった。彼らには、1950年代後半になるまでフィンランド国

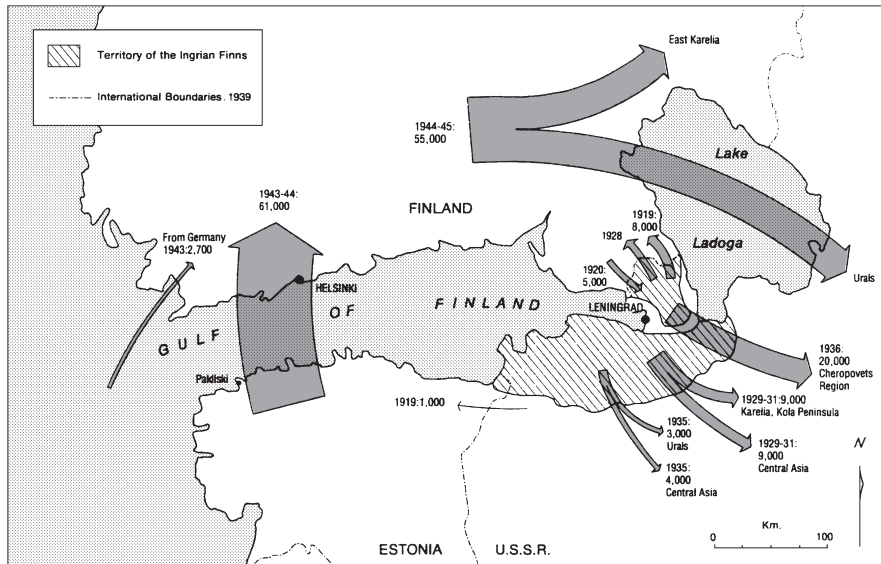


図4 インゲル・フィン人の移動 (1919~1945)。(Matley 1979; Gulijeva 2003: 11)

籍が与えられず，中には1970年代まで待たねばならない者さえいた (Kurs 1994; Miettinen 2004: 26; Nevalainen 1989: 314-321)。

その後の数十年間，インゲル地域に戻ったインゲル・フィン人は事実上忘れられた存在であった。様々な苦難を経験した彼らの多くは自分たちの生まれを語らず，フィンランド語を使うのも家族間に限定されていた。1950年代に多数のインゲル・フィン人が住んでいたカレリアでは，彼らは，私的な宗教活動を通じて互いにある程度連絡を取合っていた。1995年，レニングラード・エリアには約15,000-20,000人，カレリアにもほぼ同数，エストニアには16,700人，そしてロシアの他の地域には12,000人前後が住んでいたと推定されている。ロシア語化政策と自分たちの文化的伝統への弾圧の不安からフィンランド語の使用は減少した。1989年の国勢調査では，フィンランド語が母語であると回答した者はわずか35%であった (Takalo and Juote 1995: 27)。

3. 帰国移民としてのインゲル・フィン人

1980年代のグラスノスチ (情報公開) とペレストロイカ (改革) は，ソ連で暮らしていたフィンランド人にも覚醒をもたらした。1988年には初めてインゲル・フィン人の団体 (レニングラード，ソ連領カレリア，エストニアにそれぞれ1団体) が創設された。フィンランドの文化と言葉を再活性化させ，海外の他のインゲル・フィン人の団体と協力することが目的であった。インゲル・フィン人は，ロシア当局 (当時のソ連当局) に対して，以前暮らしていた土地に戻る権利，政治的復権，スターリンの時

代に不当に没収された学校や教会等の財産の返還、様々な文化プログラムへの支援等を要求した。

1993年、ロシア政府は正式に在住フィンランド人の復権を認め、彼らの歴史的な権利を承認するとともに不当な政治疑惑を一掃した。この措置はインゲル・フィン人の期待に応えるものではなかった。イングリア人団体は、彼らの歴史的な土地であるイングリア地域とともに暮らし、インゲル・フィン人の文化と言語を再活性化させることを目指して600ヘクタールの土地を要求したが、ロシア政府の回答は60ヘクタールにすぎず、その場所も彼らの希望通りではなかった。結果は不十分なもので、わずか数十名の者が戻っただけであった (Kyntäjä 1997)。

1980年代、フィンランド国内でもイングリア地域への関心が高まった。1980年代末、フィンランドは労働力の不足に悩んでおり、雇用主の間では、直接あるいは労働者ブローカーを通じてイングリア地域の労働者を雇用する動きが始まり、これに対する批判が高まっていた (Miettinen 2004: 155)。1990年代に入り、ソ連の解体とエストニアの独立により在外フィン人は新たな局面を迎えることになった。

1990年4月、フィンランドの Mauno Koivisto 大統領がマスコミ向けのスピーチでインゲル・フィン人の問題に触れ、彼らを帰国移民と位置付けて、他の帰国移民と同様の居住権を付与すべきだとの考えを示した²⁾。当局はこの見解を真剣に受けとめ、数年間で10,000人以上のインゲル・フィン人がフィンランドに帰国することになった。

Kulu (1998)によると、1989-1997年にかけて、33,000人以上が旧ソ連からフィンランドに移住した。内20,000-23,000人前後が帰国移民であり、約13,000-16,000人がフィンランド国籍を有する者であった。その他はロシア人またはエストニア人の家族であった。20世紀末に向けて、旧ソ連領に住むフィンランド人で帰国のために移住が認められた者の数は70,000-100,000人と推定される (Kulu 1998)。労働省によると (Ministry of Labour 2007)、2006年時点でこれらの国々からフィンランドに戻った者の数は約25,000人と見られている。

大統領の上記スピーチの後も移民に関する法律に変化はなく、インゲル・フィン人は他の帰国移民と同じように扱われた。しかし、インゲル・フィン人の在住許可申請については特に同情を持って処理するよう当局から強調された。少なくとも親1名もしくは祖父母1名がフィンランド生まれの帰国移住者をフィンランド人と見なし、在住許可を受ける権利を有するとする慣例が設定された。

計画にしたがい、移住の急増は起こらなかった。フィンランド人と見なされたために移住した者もいれば、西側へ移る機会と捉えて移住した者もいた。Guiljeva (2003: 40)によると、フィンランドに移住したインゲル・フィン人は、自身のフィンランドとの関わりが最大の理由ではあるが、その他にも、ロシアの不安定な政治経済情勢、不安感 (特に犯罪に対する不安)、将来への不安等の理由もあげている。またより良

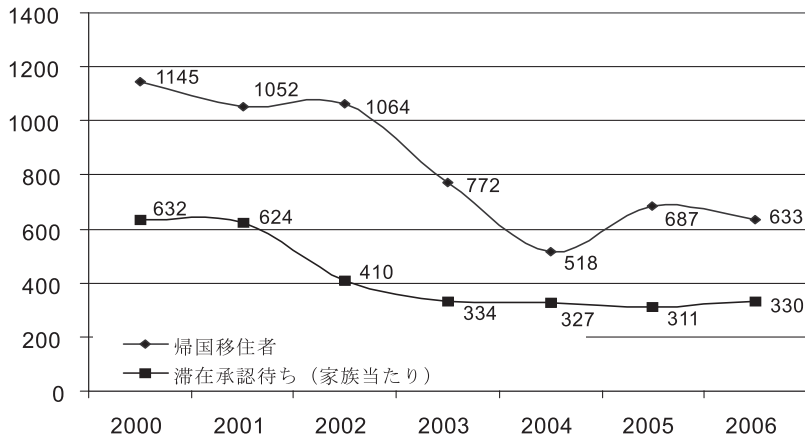


図5 旧ソ連からの帰国移民と滞在承認待ちの状況 (2000～2006)。
(Ministry of Labour 2007 <http://www.mol.fi>)

い生活、特に子供の将来への期待も要因であった。中にはすでにフィンランドに移住した親類縁者を頼って移住した者も多かった。

1990年代はじめの様々な社会的権利を含む帰国移民の身分付与の基準は寛大なものであった。しかし、フィンランド語を正確に話せるインゲル・フィン人はほとんどおらず、帰国移民のフィンランド社会についての情報も限られていた。

1996年、フィンランド外国人法 (Finnish Aliens Act) にインゲル・フィン人の帰国移民の身分に関する特別な基準を定める第18a条が新たに追加された。これによりインゲル・フィン人に関する規則が厳しくなり、帰国移民がフィンランド人と見なされるためには少なくともフィンランド人親1名もしくは祖父母2名が必要となった。この法律にしたがい、配偶者と18才未満の子供にも在住許可が付与された。帰国移民には、出生国で移民研修に参加し、フィンランド語のコースを受講することも義務付けられた (Laki ulkomaalaislain muuttamisesta 1996)。しかし、在住許可申請者の言語能力が在住許可の発行に影響することはなかった。祖先がフィンランド人であることを証明するだけで十分であった。帰国移民の身分を付与するか否かは、フィンランドの在外公館とフィンランド領事が判断した。移民局 (Directorate of Immigration) は、申請者全員に手続書を公布し、在住許可発行について最終判断を下す前に、申請人の一部に面接することになった。

新しい外国人法は2004年5月1日に施行された。様々な手続を統一化・簡略化し、全ての者に対して平等な権利を保障することがこの法律の目的であった。旧ソ連からの移民を扱う部署も変更された。申請者には、出身国で再入国オリエンテーションに参加し、フィンランド当局が実施する語学試験を受け、欧州評議会の言語基準に関する欧州共通の枠組みで定める言語能力評価でフィンランド語またはスウェーデン語の

レベル A2 の能力を有することを示す合格証書を提出するよう義務付けられた。さらに、申請者は、本人が利用可能であるフィンランド国内の宿泊施設があることを前もって証明しなければならない。正本あるいは正本が存在しない場合は他の信頼できる方法により、申請者がフィンランド系であることを証明する必要もある。申請者の親 1 名もしくは 4 名の祖父母のうち少なくとも何れか 2 名がフィンランド国籍を有するとして書類に記載する必要がある。申請者が扶養する家族と在住許可発行時点で 18 才未満の子供にも在住許可は発行される。家族は言語能力を証明する必要はない。1943 年または 1944 年にイングリヤ地域からフィンランドに疎開し戦後ソ連に戻った者、1939–1945 年にフィンランド軍で軍務に就いていた者にはこれらの義務は適用されない (Ulkomaalaislaki 2004)。

インゲル・フィン人のフィンランドへの移民に関しては、当初から、「名誉の回復」とフィンランド人としての帰属性という 2 つの原則が設定されていた。「名誉の回復」とは、戦後間もなくフィンランドからソ連に戻されたインゲル・フィン人であること、および 1939–1944 年にフィンランド軍で軍務に就いていたことを示唆している。「フィンランド人としての帰属性」とは、フィンランド語の能力とフィンランド文化をいう。血統を旧ソ連国民のフィンランドへの移住の条件とすることは特別な政策で、1990 年にはフィンランド人としての帰属性の基準として一部修正され、1996 年には法的に認められた。従来最も重要なフィンランド人としての帰属性を示す指標であると考えられてきたフィンランドの言語と文化ならびに自己の同定は 2004 年の外国人法に盛り込まれた。この新しい法律でも、戦時中フィンランドに在住し、および／またはフィンランド軍の一員として戦った者について道義の範囲が定められている。したがって、かつてフィンランド国境内に住み、フィンランドの防衛に貢献した者について、出生地主義に関する別の要素が導入された。Miettinen (2004: 435) が指摘したように、スターリン体制下 (フィンランドと何ら関わりのない事柄) で苦しんだ者を両親や祖父母に持つ若い世代にまで道義を拡大するのは非論理的である。フィンランド人としての帰属性を示す指標を持っていないロシア人の配偶者や子供に対しても同様のことが言える。

Jasinskaja-Lahti (2000: 4) にしたがうと、帰国移民は、次の 3 つのカテゴリーに分類される。(1) フィンランド人を祖先に持つ者。通常、ソ連政府からフィンランド人と見なされた者。親の 1 人がフィンランド人またはインゲル・フィン人であるが、フィンランド人以外の別の国籍を持つ者。(2) 異民族間の結婚におけるフィンランド人ではない配偶者。(3) 偽造文書または購入した文書を持ってやって来たフィンランド人だと主張する移民。

東方からフィンランドへの移民にはフィンランド系以外の者が一部含まれていたため、旧ソ連からの移民といった方が正確であろうと考えられるが、彼らの多くは、イ

ンゲル・フィン人ではないフィンランド人の血統を持つ者達である。ある者は歴史的なイングリア地域ではなくソ連の別の場所に住んでいたため、一般的な「故郷」の役割が明瞭ではない。このことは、インゲル・フィン人帰国移民としての生得的地位と異なるフィンランド国内のインゲル・フィン人の自己認識にも反映されている。彼らの自己認識は、インゲル・フィン人、フィンランド人もしくはロシア人とさまざまである (Miettinen 2004: 197-199)。

Kyntäjä (1999) はこれらの移民を文化的に3つの世代に分類している。最も古い世代は1930年以前に歴史的イングリア地域で生まれた者達で構成されている。これらの人びとは昔ながらのイングリア人の村に住み、フィンランド人学校に通っていた。抑圧の時代、彼らは本国送還になり、家も土地も失い、ロシア語を覚えるよう強要された。彼らはフィンランド人としての明確な独自性を持ち、フィンランド語を母語としている。幾多の困難にもかかわらず、フィンランド人としての帰属意識を保っている。

インゲル・フィン人の2番目の世代は、1930年代から1940年代にかけて生まれた者達で、大部分がシベリアや中央ロシアに追放されていた。追放を免れた者達は、フィンランドに疎開し、戦後ソ連に戻り、以前とは別の場所に送られている。疎開していた子どもたちは、短期間であったが、フィンランドの学校でフィンランド語を学ぶ機会を得た。この2番目の世代は、抑圧と恐怖の時代に成長した者達である。家庭内でフィンランドの伝統を守り、子どもたちとフィンランド語を話した者達もいた。子どもたちは、学校ではロシア語を強要され、人前でフィンランド語を話すことは禁じられていた。彼らにとってはロシア語が第1言語であり、エストニアに移った者の多くはエストニア語も話すようになった。このような状況から、第2世代のインゲル・フィン人は自己認識に関して問題を抱えており、自身をフィンランド人と明確に認識している者はほとんどおらず、フィンランドでの生活に適合できない者も多い。

1950年代以降に生まれた者はほとんどイングリア人の歴史や伝統に触れていない。彼らは、親の1人がフィンランド人の血統をもつか、または祖父母の1人がフィンランド語を話していた者達で、親や祖父母のことはほとんど覚えていない。彼らは、ほとんどが、自身をロシア人またはエストニア人だと考えている。Jasinskaja-Lahti (2000: 37-38) が行なった、フィンランド在住で、ロシア語を話す若い移民の文化変容に関する研究では、研究対象者の43% (170人) が自分をロシア人だと考え、16%がフィンランド人、30%がインゲル・フィン人だと考えている。若者の83%がロシア語が母語だと答えている (言語的にはロシア人だと認識している訳である)。ロシア語とフィンランド語の両方を話せると答えた者はわずか9%であった。興味深い点は、ロシア語に熟達している、あるいはフィンランド語に熟達していることが彼らの自己認識につながってはならず、日常生活でどちらの言語を使っているかという点がロシア人だと認識するかフィンランド人だと認識するかを決定づけている要素となっている。

4. 支援および統合政策

旧ソ連からの帰国移民が始まった当初から、移民の受入に関しては数々の改革が行なわれてきた。帰国移民を対象にした情報や助言提供、その他の措置がフィンランド語とロシア語で実施されてきた。労働省は、順番待ちの帰国移民を対象に現地でカウンセリングを実施するとともに、文部省と協力してフィンランド語やフィンランドの一般情報に関する教育も行なっている。フィンランド人の血統が証明され、住居準備が整った場合には、滞在許可が付与され、仕事が見つからなくとも、彼らはフィンランドに移住する権利を獲得する。受入自治体は、公共サービスの一環として社会福祉と公共医療サービス、ならびに移民相談を提供する（Gulijeva 2003: 30–31）。

インゲル・フィン人は、他の移民と同じ公共サービスを受ける権利を有している。関連規則にもとづき、自治体が負担した費用の一部は国家が払戻しを行なう。生活支援や統合施策の費用や長期的な病気や怪我に関する費用も5年分を限度に払戻されることになっている（Ministry of Labour 2007）。高齢の移民または障害を持つ移民で5年以上フィンランドに居住する者は、移民を対象とした特別な支援（フィンランド社会保険制度にもとづき請求できる）を受けることが出来るようになっている。これは、高齢者や障害者に経済的な保証を提供するためのものである。フィンランド国籍の有無にかかわらず提供される（Laki maahanmuuttajan erityistuesta 2002）。

自治体の住民登録に記録されている移民で、失業補助金および／または社会扶助を受ける権利を有する者は、個人ごとの統合計画と統合のためのサービスの対象となる。統合計画実施下では統合支援により最低限の生活が保証される。

1999年の移民統合と避難民受入に関する法律（Laki maahanmuuttajien kotouttamisesta ja turvapaikanhakijoiden vastaanotosta 1999）では、統合計画（移民とその家族の統合を支援する対策の詳細を設定するもの）により、移民は、各々、統合に積極的に取り組むよう定められている。移民がフィンランドで働く上で、また生活する上で必要となる技術や知識を取得すると同時に、彼ら自身の言葉や文化を保護することが統合計画の目的となっている。1997年5月1日以降にフィンランドに永住してきた者が対象となる。フィンランド国内の各自治体は、職業安定所、社会保険制度、移民組織、他の市民組織等と協力し統合計画を設定している。統合計画には、移民が新たな環境に溶け込むために必要な全ての項目が含まれている。

フィンランドに住んで3年未満で、求職中として登録しているか、または特別手当を受給する権利を有している移民は、自治体と職業安定所のスタッフとともにそれぞれ統合計画を設定する。労働年齢にある移民については、職業安定所がその統合計画を担当する。

社会福祉事務所は、移民の中でも高齢者、主婦、若年層の計画設定を担当する。彼

らの計画には、例えば、様々な形態の教育、リハビリテーション、研修等が含まれる。各移民には、統合計画で設定した項目への参加が義務付けられる。各移民は、その者が自治体の住民登録に記録されてから3年間にわたり、統合計画にしたがう権利を有する。統合計画への権利は最大2年間延長可能となっている。非識字者や基本教育が不十分な場合、あるいは移民の高齢、障害、病気、子供の養育、出産休暇、父親の育児休暇などといった理由があれば延長することが出来る。

統合計画が設定されると、移民は、統合補助金の交付を受けることが出来る。教育期間中または見習い訓練期間中を除いて、移民本人またはその家族に十分な資金力がある場合は統合補助金は交付されない。教育期間中とは職業訓練または同種の訓練の期間中をいうが、全日制の資格・技能教育や学位取得を目的とする教育に対しては統合補助金は交付されない。

大都市を中心に、様々な形態、レベルでフィンランド語のコースも提供される。統合計画期間中には、フィンランド国外で取得した資格や学位がフィンランドの要件にどの程度適合しているか、またどのような補足的な訓練が必要かといった点の評価も行なわれる。移民が次に何をすべきか、当局はどのような対策を行なえるか等、計画では具体的な詳細が定められる (Ministry of Labour 2007)。

統合計画は自治体が実施するが、これについて追加費用は供給されない。移民教育において、この点は大きな問題となっている。他にも、大部分の移民が暮らす大都市の場合、距離的な問題はないが、地方の自治体では移民が分散しており、物理的な距離が問題となっている。

インゲル・フィン人がフィンランドの生活にとけ込めるよう、フィンランド国内のインゲル・フィン人社会でも様々な訓練コースや文化活動を提供している。1995年、ヘルシンキにイングリシア人センター (Inkeri keskus) が設立され、言語教育や他の教育、様々な活動を提供し、帰国移民の統合をサポートしている (Inkerikeskus 2007)。

統合政策と合わせて、全国にインゲル・フィン人の移民を分散させる努力も行なわれている。1990年代初頭、インゲル・フィン人の半数以上はヘルシンキ地域に集中していた。政府はこのような状況は問題と判断し、地方官庁や担当部局 (社会健康省と労働省が中心) と協力し、帰国移民を他の自治体に分散させるためのシステムを設定した。帰国移民には、フィンランドに移住する前に、定住地を決める上で参考になる他の地域の自治体や仕事、住宅事情、ローカル・サービス等に関する情報が提供される。受入自治体は、やってくる移民の情報を前もって入手し、彼らのために住宅の手配等を行なえるようになってきている。公式な基準にもとづいてはいないが、このシステムは順調かつ効果的に稼働している。フィンランド政府では、移民が居住を希望する自治体を申請した段階で、希望の地域に彼らを振り分けることが可能になっている。インゲル・フィン人の帰国移民の多くは、居住可能な自治体に関するフィンランド政

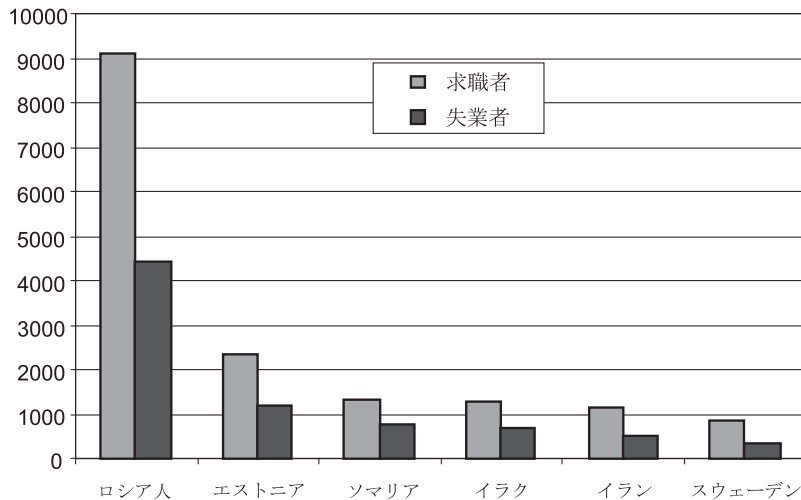


図6 外国人求職者 (2006年12月)。(Ministry of Labour 2007)。

府からの回答を待たずに移住してきている (Gulijeva 2003: 28-29)。

あらゆる努力にもかかわらず、インゲル・フィン人はフィンランドで問題に直面している。他国からの移民とくらべて高い教育を受けていても、1990年代はじめは、不景気のためにインゲル・フィン人は仕事を見つけることが困難であった。言葉が理解できないことも問題であった。フィンランド語を話せなくては、労働市場に入ることが困難であったからである。

移民の76%前後(フィンランド全体では67%)が労働年齢にあるが、実際に働いている者は43%にすぎない(フィンランド全体では50%)。労働省の2006年の統計によると、外国人の求職者は28,600人で、内14,000人が失業中であった。最も求職者が多いのはロシア人、エストニア人、ソマリ人、イラク人、イラン人であった。ロシア籍の多くがインゲル・フィン人である一方、ドイツ人、北米人、中国人の失業率はわずか9%となっている。

フィンランド国内の移民の失業率は国民と比べて非常に高く、24%となっている(2006年)。統計ではインゲル・フィン人はあげられていない。彼らの失業率は、ロシア人の失業率(2006年には35%) (Ministry of Labour 2007) から予想する必要がある。

フィンランド国内の移民に提供されている訓練と教育は、雇用の機会を高める上で明らかに役立っている。就業率の向上とともに、移民の所得と納税額が平均的に上昇し、社会への貢献が高まっている。統合に関する法律にもとづき、失業しているインゲル・フィン人の移民は、フィンランドへ移住した後も引き続きフィンランド語かスウェーデン語の習得に努めなければならないことになっている。しかし、資金不足のため、多くの自治体では言語コースを提供できない状況となっている。フィンランド

語の能力が十分でないために、成人向けの職業訓練に参加できない移民が多数存在している³⁾。

インゲル・フィン人にとっては帰属意識も問題となっており、自身の民族性について非常に複雑に考えている者も多い (Jasinskaja-Lahti 2000: 37-38)。帰国移民の中でも特に若い世代は、社会への適応に関しても問題を抱えている。学校をやめてしまったティーンエイジャーは、社会のネットワークから孤立してしまうことも珍しくない。なかなか友だちも出来ず、言葉の学習も難しい状況である。移民、特にロシア人の移民に対するフィンランド人の態度が敵対的なものになる場合もある (Jaakkola 2005: 73-81)。フィンランド人の中では、インゲル・フィン人の移民に対する好意度は高いが、ロシア人の移民に対する好意度は低くなっている。

後年、インゲル・フィン人の移民問題について様々な議論が行なわれた。ある政治家は、道義には既に十分に応えており、フィンランド政府としてはインゲル・フィン人の優遇を終えるべきである、もしくは少なくとも彼らの移住に対して、特にロシアからの移住に対しては今までよりも厳しい制限を設けるべきであると主張している。一般には、非常に遠い血縁者にインゲル・フィン人を持つロシア人やフィンランド文化と何ら共通するものを持たないロシア人が帰国移民の身分でフィンランドに入ってくるのは納得できないという意見が少なくない。フィンランドへの入国は厳しくなっているが、ロシアからの移民は続いている。しかし、エストニアからの帰国移民は半分まで減少した。

インゲル・フィン人の団体も、ロシア国内のインゲル・フィン人社会から若い世代が流出していることについて懸念を示している。移民を奨励するのではなく、関係省庁では、インゲル・フィン人の生活水準を改善し、インゲル・フィン人の文化を保存できるよう、現在、ロシアやエストニアにおける様々な支援計画に資金を供給している。このような資金供給を通じて、フィンランド政府は、フィンランド国内で暮らしているインゲル・フィン人がロシアやエストニアに戻ることを期待している。またルーテル教会、NGO、私人等も、フィンランド政府と歩調を合わせて、ロシアのインゲル・フィン人に支援を提供している。老人ホームが建設され、ルーテル教会も修復された。サンクトペテルブルクでは、インゲル・フィン人が商業の専門訓練を受け、フィンランド系企業から就職を打診されている。フィンランド語教師の教育についても支援が行なわれている (Gulijeve 2003: 44-45)。

5. 結 び

フィンランド政府は、2006年10月19日付で新たな移民政策プログラムを承認した (Ministry of Labour 2007)。仕事にかかわる移民を積極的に促進することがこの移民政

策プログラムの目的となっており、EUやEEAの地域外からフィンランドへの移民に重点が置かれている。この仕事に関連した移民政策の推進と合わせて、既存労働力の活用がはかられることになっている。「多目的、多文化的で差別のない社会の実現を促進する」として移民の統合と民族的な関係の改善が強調されている。また、学生と研究者の移民促進にも重点が置かれている。政府としては、求職者が非常に多い分野での労働利用可能性を継続して配慮したいと考えている。企業経営管理職、各種専門職、アーティスト、ジャーナリスト、アスリート、国際企業で働く果物収穫季節労働者、短期労働者の入国は歓迎されている。

この新しい法律は、外国人に対する一般人の態度を非常によく反映するものである。Jaakkolaの研究(2005)が明らかにしたように、1993年の不況以降、様々な理由で様々な国からやってくる外人移民に対するフィンランド人の態度はかなり好意的なものとなっている。

1993年から2003年にかけて、外国人労働者に対する考え方は大きく変わった。否定的な考え方は61%から38%にまで減少し、外国人労働者を大々的に、または今まで以上に歓迎するという肯定的な考え方が倍増して30%に達した。注目すべきは、移民の職業が人々の外国人受け入れの是非についての考え方にかかわっているということである。2003年には、フィンランド人の2人に1人が、今まで以上に多くの熟練外国人労働者(専門家、科学者、学生、語学教師等)を受入れるべきだと考えていた。3人に1人以上は多くの外国人企業家がフィンランドに入ってくるのを受け入れている。このような外国人に対する立場は、外国人求職者全般に対するものよりも好意的なものであった。外国人のアスリート、レストラン・オーナー、ミュージシャン等に対する考え方はやや控えめであった。回答者の多くは、少なくとも、医師、教師、および保育、社会福祉、職業安定所、警察で働く外国人に対しては好意的であった。一方で、移民は、多くの国で見られるようなサービス部門の低レベルの「移民向けの仕事」に就くべきだとする考え方も多く見られた。

フィンランドでは移民や特定少数グループの失業率が高く、社会的問題や健康上の問題や差別的な考え方が生じたために、社会的疎外やゲッター化の危険が懸念されている。移民の増加はあっても、かつてあったような、多民族の共存する社会の在り方が想定されてきた。しかし、現在の状況は実は極めて新しいものである。例えば、フィンランドに存続してきたイスラム系タタール人の小さなコミュニティはフィンランドの社会に対して何ら悪影響はおよぼさなかった。しかし、現在約30,000人と言われるイスラム教徒の社会は、これまでとは異なる目で見られるようになっている。同様に、ロシア人からの帰国移民は、建前上は伝統的な価値観になんら悪影響をおよぼすものではないが、ロシア語を話す人々の大きなコミュニティは人目をひく少数民族になりつつあり、彼らの行為が公共空間を占有し、人々の怒りを買うケースも増

えている。インゲル・フィン人はずっと好意的な目で見られてきたが、彼らの多くがロシア語を母語として使っているため、ロシア人と誤認されることも珍しくない。インゲル・フィン人の多くはロシア人の配偶者を持ち、子どもたちも完全なロシア人である。そして彼らのフィンランド社会に対する帰属意識は弱い (Gulijeva 2003: 24–26)。帰国移民の同伴者の身分でフィンランドに入ってきた彼らの多くがフィンランド人の家系ではなく、フィンランド文化をよく知らなかったため、フィンランドの移民政策に非常に大きな衝撃を与えることになった。彼らの存在は（他の外国人の存在とともに）フィンランドを単一民族社会から多民族社会へと大きく変化させた。これは、インゲル・フィン人が帰国移民としてフィンランドに入ってきた1990年には予想も出来なかったことである。若い世代の帰国移民が労働力不足を解消し、フィンランド社会にスムーズに統合されるのではないかという当時の希望的観測は錯覚であったことが証明され、移民によって人口構成が修正されたことで、様々な問題が浮上した。結局は彼らも一般の移民であることが証明されたのである。それを学んだことで、以来、フィンランドの移民政策は大きな変貌を遂げたといえる。

注

- 1) 1990年に改正入国管理法（日本からの移民の子供や孫など日本人を先祖に持つ外国人に対しては雇用制限を付さずに日本への入国を認めるもの）が施行された日本と非常によく似ている。この法律はその後の日本の移民政策に大きな影響をおよぼしている（Björklund 2006を参照）。
- 2) Helsingin Sanomat紙の1999年2月号のインタビューで、大統領は、この見解は、経済的にインゲル・フィン人を利用しようという意図によるものではなく、良心にもとづく判断であると説明している（Inkeriläiset ja presidentin omatunto 1999）。
- 3) 移民から見た同化法の評価については、Jokisaari（2006）を参照。

文献

Björklund, Krister.

2006 Patching the population pyramid in Japan: an ethnic dilemma. *Siirtolaisuus-migration* 2006 (4): 29–36.

Inkeriläiset ja presidentin omatunto.

1999 *Helsingin Sanomat*. Kuukausiliite 2-1999.

Jaakkola, Magdalena

2005 *Suomalaisten suhtautuminen maahanmuuttajiin vuosina 1987–2003*. Työpoliittinen tutkimus 286. Helsinki.

Jasinskaja-Lahti, Inga

- 2000 *Psychological acculturation and adaptation among Russian-speaking immigrant adolescents in Finland. Social psychological studies.* Helsinki: University of Helsinki, Department of Social Psychology.

Gulijeva, Asta.

- 2003 *Ingrian immigration to Turku after 1990—Case study in Turku.* Baltic Sea Region Studies. Turku: University of Turku, Department of Geography.

Jokisaari, Selene

- 2006 Kotouttamislain merkitys kotoutumisessa maahanmuuttajan näkökulmasta. Web Reports No. 18, Siirtolaisuusinstituutti. (<http://www.migrationinstitute.fi/db/articles/art.php?artid=107>)

Korkiasaari, Jouni and Ismo Söderling

- 2004 *Finnish Emigration and Immigration after World War II.* Turku: Institute of Migration.

Kuosma, Tapio

- 1991 *Uusi ulkomaalaislaki.* Helsinki: Lakimiesliiton Kustannus. Multiprint.

Kulu, Hill

- 1998 Venäjän ja Baltian suomalaisväestö. In Kyntäjä Eve and Kulu Hill (eds.) *Muuttonäkymät Venäjältä ja Baltian maista Suomeen*, pp. 38–78. Vammala: Institute of Migration. Siirtolaisuustutkimuksia A 20.

Kurs, Ott

- 1994 Ingria: The Broken Landbridge between Estonia and Finland. *GeoJournal* 33 (1): 107–113.

Kyntäjä, Eve

- 1997 Inkerinsuomalaisten muutto Suomeen—paluumuutto vai maastamuutto? Inkerin liiton ja Inkerin kirkon näkökulmia Pietarissa. In Maarit Pitkänen and Jaakkola Antero (eds.) *Inkerinsuomalaiset kunnassa*, pp. 129–141. Jyväskylä: Suomen kuntaliitto.
- 1999 Muuttopaineet Venäjältä ja Virosta Suomeen—satua vai totta? Poimintoja tutkimusprojektista. *Siirtolaisuus-Migration* 1/1999: 4–10.

Miettinen, Helena

- 2004 *Menetetty kodit, elämät, unelmat. Suomalaisuus paluumuuttajastatukseen oikeutettujen venäjänsuomalaisten narratiivisessa itsemäärittelyssä.* Sosiaalipsykologisia tutkimuksia 11. Helsinki: Helsingin yliopisto, Sosiaalipsykologian laitos.

Nevalainen, Pekka

- 1990 *Inkeriläinen siirtoväki Suomessa 1940-luvulla.* Helsinki: Otava.

Takalo, Pirjo and Mari Juote

- 1995 *Inkerinsuomalaiset.* Helsinki: Sosiaali- ja terveysministeriö, pakolaistoimisto. Oy Edita

〈インターネット〉

Directorate of Immigration: <http://www.uvi.fi>

Inkeri-keskus: <http://www.inkerikeskus.fi/>

Institute of Migration: <http://www.migrationinstitute.fi/>

Laki maahanmuuttajan erityistuesta

- 2002 FinLex Databank: <http://www.finlex.fi/en/>.

Laki maahanmuuttajien kotouttamisesta ja turvapaikanhakijoiden vastaanotosta.

2002 FinLex Databank: <http://www.finlex.fi/en/>.

Laki ulkomaalaislain muuttamisesta

1996 FinLex Databank: <http://www.finlex.fi/en/>

Ministry of Labour: <http://www.mol.fi>

Statistics Finland: <http://www.stat.fi/>

Ulkomaalaislaki

2004 FinLex Databank: <http://www.finlex.fi/en/>

